

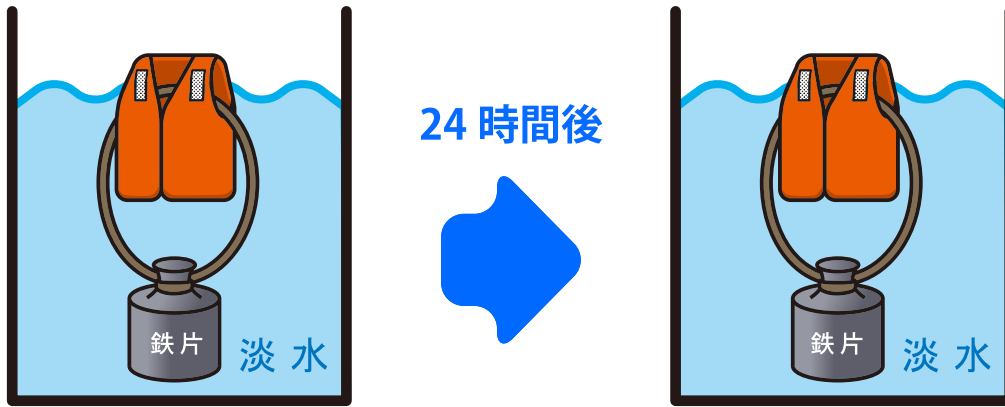
小型船舶用救命胴衣の型式承認試験基準

日本船具株式会社

①浮力試験

淡水中において初期浮力を測定後、大人用及び体重40kg以上の小児用は7.5kg、体重15kg以上40kg未満の小児用は5.0kg、体重15kg未満の小児用(幼児用)は4.0kgの鉄片を吊り下げ、24時間放置した後の浮力を再度、測定する。

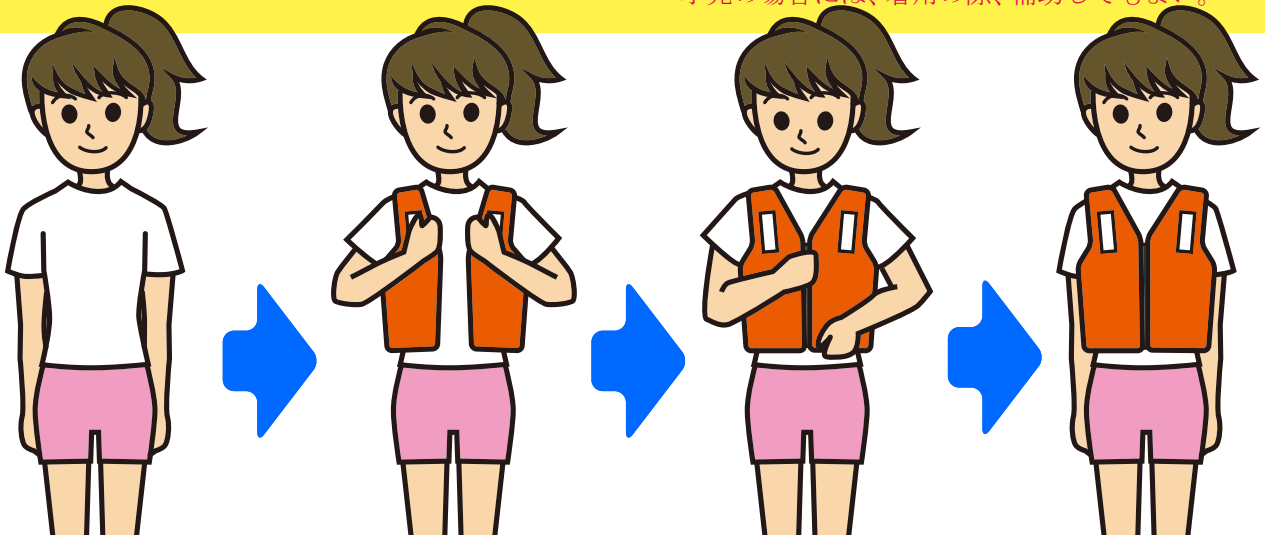
判定基準→24時間後の浮力がそれぞれ、前記の7.5kg、5.0kg、4.0kg以上であること。



②着用試験

地上で着用説明書により単独で着用し、その着用時間を計測して、着用状態による作業等に与える影響を調べる。

判定基準→1分以内で正しく着用でき、作業等に支障がないこと。
小児の場合には、着用の際、補助してもよい。



③水中性能試験

着用して1mの高さより水中に飛び込み、人体及び救命胴衣の損傷状況を並びに浮遊状態における口元と水面の距離等を測定する。
幼児用には力を抜いた状態で自動的に仰向けになる機能が要求される。

判定基準→人体及び救命胴衣に異状が無いこと。口が水面上にあること。
顔面を水上に保持し、後傾の姿勢で浮遊すること。
幼児用には5秒以内に口が水面上に出ることが要求される。



●詳しくは、国土交通省のwebサイト(<http://www.mlit.go.jp/>)をご参照ください。